

# 「指定短期入所生活介護」（介護予防含む）重要事項説明書

（令和6年 8月 1日 現在）

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 カトリック京都司教区 カリタス会
- (2) 法人所在地 京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町 423
- (3) 電話番号 075-211-3025
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 新二
- (5) 設立年月 昭和35年1月21日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

- ① 指定短期入所生活介護事業所・平成15年10月1日指定
- ② 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
  - 京都府2671400311
  - ※当事業所は、特別養護老人ホーム神の園に併設されています。

### (2) 事業所の目的

- ① 社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会の運営理念及び介護保険法の理念に沿い、高齢者が要介護状態および要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

### (3) 事業所の名称 短期入所生活介護センター 神の園

### (4) 事業所の所在地 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹41番地

### (5) 電話番号等 TEL: 0774-94-4125 FAX: 0774-93-2305

### (6) 管理者氏名 中谷 和也

### (7) 当事業所の運営方針

- ① 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画に基づき、その居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

② 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 営業日および営業時間

① 営業日：年中無休 受付時間：9時30分～18時30分

(9) ユニット数及び利用定員

① ユニット数は1とし、ユニットの名称及び利用定員は、次のとおりとする  
 ② ユニット名：精北一丁目 利用定員：14名（特別養護老人ホーム空床利用は除く）

(10) 居室等の概要

① 当事業所では、全室個室・ユニットケア型の短期入所生活介護事業所です。したがっての居室は基本的に個室になります。また、その他の設備については以下の通りです。

居室（1人部屋）	14室（1室 13.2 m <sup>2</sup> ）	静養室	1室1床（兼用）
共同生活室	1室	医務室	1室（兼用）
浴槽	一般浴槽 1槽	多目的室	2室（兼用）
	特殊浴槽 1槽	地域交流ホール	1室（兼用）

3. 職員体制

	員 数	業務内容
管理者	1名	業務状況の把握等管理業務
生活相談員（管理者兼務1名）	2名	相談業務及びサービスの調整
管理栄養士（特養兼務）	1名	栄養管理業務
機能訓練指導員（特養兼務）	1名	機能回復訓練等
事務員（特養兼務）	1名	利用料の精算等事務全般
看護職員	1名	看護業務
介護職員（常勤換算8名）	8名	介護業務

有資格者状況

資格	常勤	非常勤	合計	資格	常勤	非常勤	合計
医師（兼務）		2	2	介護支援専門員			
看護師	1		1	社会福祉士	1		1
准看護師				介護福祉士	8		8
理学療法士				社会福祉主事	2		2
管理栄養士（兼務）	1		1	初任者研修修了	3		3
				その他			

※2つ以上の資格を有するものについては、重複して掲載しています。

#### 4. サービス取り扱い方針

- (1) 利用者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。
- (2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- (3) 利用者のプライバシーの保護に配慮します。
- (4) 職員は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- (5) サービスの提供にあたっては、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合において適正な手続きにより行う場合はこの限りではありません。
- (6) 前項のやむを得ず身体等を拘束する場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するとともに利用者の家族に報告し、情報の開示に努めます。
- (7) 施設は自ら提供するサービスの質の自主評価を行い、常にその改善を図ります。

#### 5. 短期入所生活介護計画の作成

- (1) 職員は、短期入所生活介護計画の作成実施又は変更に關し、利用者又はその家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得ます。
- (2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成します。
- (3) 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。

#### 6. 介護内容について

- (1) 介護に当たっては、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者的心身の状況に応じて適切な技術をもって行います。
- (2) 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
- (3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供します。(目安として1週間に2回程度)
- (4) 利用者に対し、心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。また、オムツを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えます。
- (5) 利用者が行う離床、着替え及び整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

- (6) 食事は、栄養並びに利用者的心身の状況及び嗜好を考慮し提供します。又、状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- (7) 利用者の生活習慣を尊重した時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保します。(基本的な食事時間は朝7：30・昼12：00・夜18：00です)
- (8) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援します。
- (9) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援します。
- (10) 常に利用者の家族との連携を図るよう勤めます。

## 7. 勤務体制の確保

- (1) 日中（7：00～22：00）については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置します。
- (2) 夜間及び深夜（22：00～翌7：00）については2ユニットごとに1名以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置します。
- (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置します。

8. 利用料金（介護保険負担割合証によりご負担額が1割負担、2割負担、3割負担となる）

(1) 地域区分 6級地 (3%→6%) → 1単位=10.33円

(2) 基本利用単位〔併設ユニット型 (予防)短期入所生活介護〕

① 施設利用料（1日あたりの単位）

要介護度	金額
要支援1(介護予防)	529単位
要支援2(介護予防)	656単位
要介護1	704単位
要介護2	772単位
要介護3	847単位
要介護4	918単位
要介護5	987単位

② 各種加算等

➤ 介護予防

加算内容	加算額
送迎加算★	184単位／片道
若年性認知症受入加算★	120単位／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算★	200単位／日
併設型：サービス提供体制強化加算（I）	22単位／日
介護職員処遇改善加算（I）	(基本単位+加算単位) × 0.14

➤ 短期入所生活介護

力口算内容	力口算額
夜勤職員配置加算（IV）	20単位／日
送迎加算★	184単位／片道
認知症行動・心理症状緊急対応加算★	200単位／日
看護体制加算（I）	4単位／日
看護体制加算（II）	8単位／日
併設型：サービス提供体制強化加算（I）	22単位／日
緊急短期入所受入加算★	90単位／日
医療連携強化加算★	58単位／日
長期利用者に対する短期入所生活介護★	-30単位／日
介護職員処遇改善加算（I）	(基本単位+加算単位) × 0.14

※★印は対象者のみ算定

※ご負担額は介護保険負担割合証で確認

③ 食 費／滞在費

利用者負担段階	食 費				居 住 費
	朝食	昼食	夕食	限度額（一日）	
第1段階	350 円	650円	600円	300円	880円
第2段階				600円	880円
第3段階①				1000円	1370円
第3段階②				1300円	1370円
第4段階				1600円	2066円

※滞在費（居住費）とは、建設費・水道光熱費等ユニットの提供を行うにあたって必要となる費用です。

④ 利用者負担段階

➤ 食費・滞在費（居住費）については、利用者負担段階に応じて、負担限度額が定められています。各利用者負担段階の対象者は次の通りです。

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が80万超～120万円以下の方など）
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が120万超の方など）
第4段階	・上記以外の方（課税世帯）

※ご利用の際は、各市町村から発行される介護保険負担限度額認定証等を確認し、ご利用料（食費・滞在費）を算出します。認定証等の提示がなければ、標準額（第4段階）のご負担をいただくことになります。該当すると思われる場合は各市町村までお手続きをお願いいたします。不明な点がございましたら、生活相談員までお問い合わせください。

(3) その他利用者の希望によりサービスを利用する際に必要となる料金

① 理容代（月1回第2、第3の月曜日か火曜日） 2000円／回

② レクレーション・行事等の材料費 実 費

③ クラブ活動参加費

④ その他、利用者にご負担いただくことが適當と思われる、日常生活上必要となる諸費用 実 費

#### (4) 支払方法

① 当月分の利用料を翌月 27 日にご指定の口座よりお引落しにて精算させていただきます。お支払いを確認させていただいた後、領収書を発行します。

➤ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービスの計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

➤ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (5) 利用料金の中止・変更・追加

① 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日前日までに事業者に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

### 9. サービス利用に関する留意事項

(1) 当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

① 居室および共用施設・敷地を、その本来の用途に従って利用してください。

② 故意に、またはわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊した

り汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ③ ご契約者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

- ① 当施設は医師を配置しておりませんので、診療・診察等を行うことはできません。医療的な処置を必要とする場合は、主治医の指示により、看護職員が対応させていただきますが、処置の内容によっては対応ができない場合もありますので、利用前にご相談ください。
- ② 利用中に体調不良等が起こった場合については、主治医とも相談の上、利用を中止いただく場合があります。

## 10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

- ① 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。
  - 苦情受付窓口（担当者）
    - a) 施設担当者 **中谷和也**（神の園生活相談員）
    - b) 第三者委員
  - 連絡先 090-8219-4576
  - 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時00分～午後6時00分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 京都府国民健康保険団体連合会 TEL 075-354-9011
- ② 京都府山城南保健所企画調整室 TEL 0774-72-4301
- ③ 精華町役場福祉課介護保険係 TEL 0774-94-2004

(3) その他

- ① 苦情・サービス内容等皆様のご意見をお聞かせ下さい。施設1F エレベーター横に意見箱を設置しております。

## 11. 緊急時の対応方法

(1) 利用者に容態の変化等があった場合は、主治医への連絡等必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。ご家族様には緊急時連絡先の登録をお願いいたします。

① ご家族への連絡は、事後になることもあります。

## 12. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、関係市町村、京都府山城南保健所等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(2) 賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

## 13. 協力医療機関

(1) 協力医療機関は下記に通りです

① 精華町国民健康保険病院 TEL 0774-94-2076  
② 後藤田歯科医院 TEL 0774-82-5262

## 14. 非常災害対策

(1) 災害時の対応

① 入所者の安全確保・各機関への連絡連携等、消防（災害）計画を作成し対応しています。

(2) 防火設備

・P型自動火災通報設備	・消火器	・非常通報設備
・誘導灯及び誘導標識	・補助散水栓設備	・非難器具
・スプリンクラー設備		

(3) 防火（防災）訓練 年2回

(4) 防火管理責任者 齊藤 裕三

## 15. 養成機関等の実習受け入れについて

当施設では介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修等の養成機関（大学、専門学校等）からの依頼を受け、施設見学や現場実習の受け入れを行っています。実習生が利用者、入居者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設従業者により指導を行っていきます。なお、実習生も職員と同様に個人情報の取扱いを適正におこなうものとします。

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護センターの利用に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹41番地

名 称 短期入所生活介護センター神の園

説明者 職種

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定短期入所生活介護の利用についての重要な事項の説明を受け、本書類を一部受領しました。また、本書面記載の利用料及びその他私の希望により生じた必要な諸費用について支払いをすることに同意いたします。

利用者

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

本人との続柄

## 指定短期入所生活介護施設利用契約における個人情報使用の同意書

### 1. 使用する目的

- ①事業者が、介護保険法に関する法令に従い、サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ②利用者が疾病その他の理由で病院・診療所等の受診や入院する際に必要な情報提供
- ③利用者が指定介護老人福祉施設及び老人保健施設等に入所する際に必要な情報提供
- ④利用者が在宅サービスを利用される場合に必要な指定居宅介護支援事業所への情報提供

### 2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、上記の使用の目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3. 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者及びその家族に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等
- ・その他の情報

### 4. 使用する期間

使用する期間は、本施設利用時に締結する「短期入所生活介護サービス契約書」の契約期間と同様とする。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護施設　　社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会  
短期入所生活介護センター神の園　　様

私及びその家族の個人情報については、上記に記載するところにより使用することに同意いたします。

利　用　者　住　所

氏　　名

印

上記代理人　住　所

氏　　名

印